

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定) 第2条9.1に基づくものです。〕

食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
食品表示基準の改正
- 2 対象品目
栄養強化目的で使用した食品添加物の表示、栄養成分表示
- 3 趣旨及び目的
 - ・ 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示は、これまで表示を免除できたが、表示義務がある食品とない食品が存在し、消費者にとってわかりにくい状況となっていること等を踏まえ、この規定を廃止する。
 - ・ 「日本人の食事摂取基準(2025)」が改正されたことを受け、栄養素等表示基準値と、栄養素等表示基準値を根拠としている栄養強調表示の基準値を改正する。
 - ・ 「食物繊維」について、表示された含有量から許容される実際の含有量の差の範囲を見直すとともに、0と表示することができる含有量に関する規定を追加する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
消費者庁食品表示課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL(03)3507-9222
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間